

道路、公園、下水道等は、安全で快適な都市生活や機能的な都市活動を行うためのまちづくりの骨格となる施設です。都市計画では、このような都市施設の位置や構造を計画し、整備事業を行います。

## 道路（街路）

道路は、自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通を確保するだけでなく、市街地の誘導や街区形成の基となる都市構造の骨格となります。また、植樹帯等の緑化による都市環境の保全といった役割もあります。この他にも、上下水道、電線、ガス管等の生活基盤施設の埋設空間の確保や、防災帯、避難路としての都市防災機能も備えています。このような多様な機能をあわせもつ道路は、都市の最も基礎的な施設です。

近年、自動車が身近な交通手段となり、市街地やその周辺では通勤時間帯の交通渋滞や道路整備の遅れによって過剰な交通集中が発生しています。

また、高齢化社会、高度情報化社会、環境への関心が高まるなか、誰もが安全で快適に移動できる交通空間の確保や、情報インフラ施設の整備、良好な沿道環境づくり等が必要となってきています。

今後このような多様な機能をより一層充実していくためには、地域住民の理解のもと、快適で潤いのあるまちづくりと一体となった総合的、計画的なまちづくりが求められています。



自動車専用道路



速度制限を高くし、車両の出入制限を行い自動車専用とする道路

東九州自動車道、中津日田道路（中津市）

幹線街路（主要幹線道路）



都市間交通や通過交通等を、大量に処理するため、高水準の規格を備えた道路

地域高規格道路 庄の原佐野線（大分市）

### 幹線道路（幹線道路）



主要幹線道路及び主要交通発生源等を有機的に結び都市全体に網状に配置され、都市の骨格を形成する比較的高水準の規格を備えた道路

山田関の江線（別府市）

### 幹線街路（補助幹線道路）



近隣地区と幹線道路とを結ぶ集散道路であり、近隣住区内の幹線としての機能を有する道路

中島錦町線（大分市）

### 区画街路



沿道宅地へのサービスを目的とし、密に配置される道路

区画道路（大分市）

### 特殊道路



もっぱら歩行者・自転車等、自動車以外の交通の用に供するための道路

歴史的地区環境整備街路（杵築市）

## ●都市計画道路の整備状況

令和2年3月31日現在(延長:m)

都市名	計画延長					改良延長					改良率				
	自専道	幹線街路	区画街路	特殊街路	計	自専道	幹線街路	区画街路	特殊街路	計	自専道	幹線街路	区画街路	特殊街路	計
大分市	15,110	330,242	42,240	4,410	392,002	15,110	267,030	42,211	4,120	328,471	100.0%	80.9%	99.9%	93.4%	83.8%
別府市		68,391	330	30	68,751		41,527	330	30	41,887		60.7%	100.0%	100.0%	60.9%
中津市	14,100	76,575	2,510	350	93,535	1,020	32,310	2,459	350	36,139	7.2%	42.2%	98.0%	100.0%	38.6%
日田市		56,870	430		57,300		33,495	430		33,925		58.9%	100.0%		59.2%
佐伯市	8,560	52,416			60,976	1,347	34,642			35,989	15.7%	66.1%			59.0%
臼杵市		22,100		2,180	24,280		12,600		1,126	13,726		57.0%		51.7%	56.5%
津久見市	5,250	29,720			34,970		23,960			23,960	0.0%	80.6%			68.5%
竹田市		9,120			9,120		8,047			8,047		88.2%			88.2%
豊後高田市		15,740			15,740		8,085			8,085		51.4%			51.4%
杵築市	4,740	12,540		3,141	20,421	1,490	3,110		3,141	7,741	31.4%	24.8%		100.0%	37.9%
宇佐市	11,980	70,010			81,990	960	16,559			17,519	8.0%	23.7%			21.4%
豊後大野市		20,060			20,060		9,710			9,710		48.4%			48.4%
国東市		6,270			6,270		4,910			4,910		78.3%			78.3%
日出町	2,830	23,000	1,000	75	26,905	530	13,665	1,000	75	15,270	18.7%	59.4%	100.0%	100.0%	56.8%
由布市		23,600			23,600		2,340			2,340		9.9%			9.9%
玖珠町		6,190			6,190		4,499			4,499		72.7%			72.7%
大分県全体	62,570	822,844	46,510	10,186	942,110	20,457	516,489	46,430	8,842	592,218	32.7%	62.8%	99.8%	86.8%	62.9%

## ■ 都市高速鉄道(鉄道立体交差事業)

市街地における道路と鉄道の平面交差は、踏切事故や踏切遮断による交通渋滞の原因となったり、鉄道による市街地の分断によって、地域の一体的な発展を阻害する要因にもなります。踏切事故の防止、交通渋滞の緩和、市街地の一体化を促し、都市機能の向上や都市環境の整備を図るには、数多くの踏切を同時に除却して、鉄道を高架化する連続立体交差事業が効果的です。

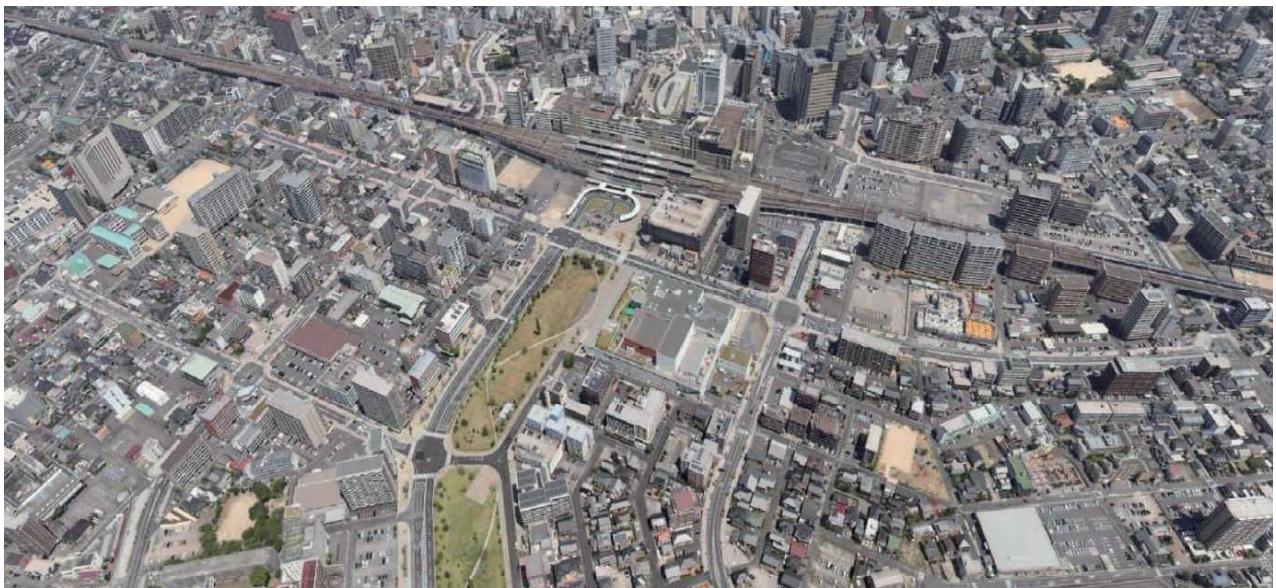
大分県ではS52年10月にJR日豊本線中津駅が完成、供用しており、平成26年3月には大分駅付近連続立体交差事業も完成しています。



## ■ 大分駅付近連続立体交差事業

平成8年に連続立体交差事業を都市計画決定し、平成20年8月には、豊肥・久大本線、平成24年3月には日豊本線の合計約5.6kmが高架化され、平成26年3月に事業が完了しました。

大分駅付近の鉄道が高架化されたことにより、13箇所の踏切が除去され渋滞が解消し、分断されていた市街地が一体化されたことにより大分駅周辺に新たな賑わいが創出され、人の集まる魅力的な街へと移り変わっています。



## ■ 駐車場

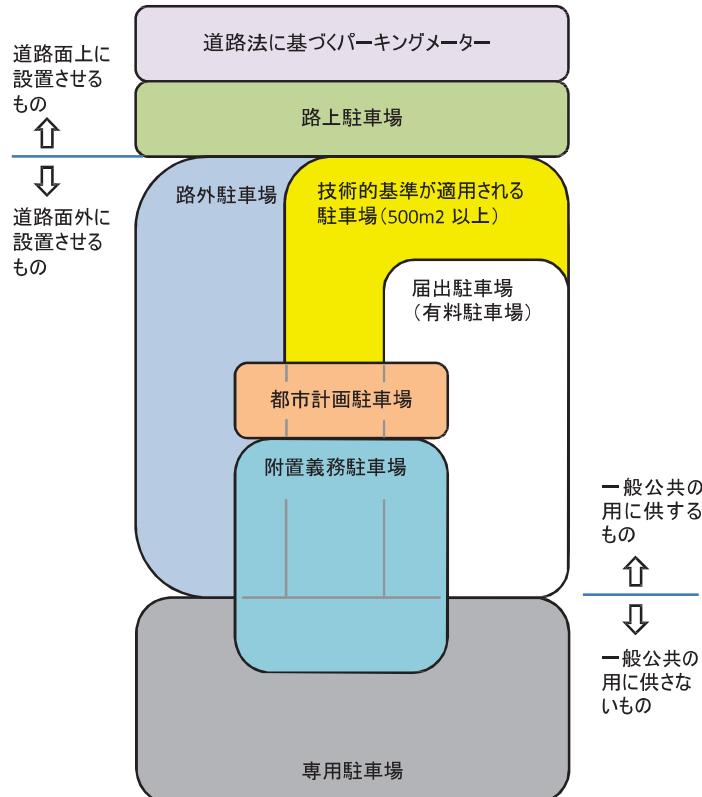
道路の交通機能の確保と中心市街地の活性化等を図るため、総合的かつ計画的駐車場整備を促す必要があります。そのためには、公共・民間双方の調整を図り、既存駐車場を含めた一体的な整備計画を推進し、あわせて駐車場案内システム等の駐車場に関する有効利用システムの開発、整備が求められています。大分県の駐車場の整備状況は次のとおりです。

### ●自動車駐車場の整備状況

令和2年3月31日 現在

都市名	駐車場整備地区	都市計画駐車場		届出駐車場		附置義務駐車場	
		箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数
大分市	—	1	120	71	10,830	13	4,574
別府市	—			18	3,352		
中津市	—	1	412	3	165		
日田市	—			5	343		
佐伯市	—			2	91		
臼杵市	—	1	42	2	135		
豊後高田市				2	113		
杵築市	—			1	102		
宇佐市	—			7	1,006		
由布市	—			6	757		
玖珠町	—			1	57		
計	(地区指定なし)	3	574	118	16,951	13	4,574

### ●駐車場の分類



### ●届出駐車場

都市計画区域内において、一般公共用に供される有料の自動車駐車場を設置する場合に、駐車の用に供する部分面積が500m<sup>2</sup>以上のものについては、駐車場法により設置者はあらかじめ、駐車場の位置、規模、構造、設備、その他必要な事項を、県知事(市においては市長)に届出なければなりません。

### ●附置義務駐車場

駐車場整備地区又は商業地域もしくは近隣商業地域において、一定規模の建築物を新增築する場合には、地方公共団体が条例で一定台数以上の駐車場の設置を義務付けています。本県では、大分市が2,000m<sup>2</sup>以上の建物に対して「条例」で義務づけています。

### ●自転車駐車場

自転車駐車場は、通勤・通学者の自転車利用による鉄道駅周辺などの自転車の駐車スペースとして設置されています。

## ■公園緑地

公園緑地は、良好な景観、風致を備えた都市環境を形成し、自然とふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与します。また、スポーツ、レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、避難・救助活動の場の提供、さらに大気の浄化等多くの機能を有する都市の重要な施設です。

今後、余暇時間の増大、高齢化社会の進展に対して公園緑地の果たす役割は大きく、コミュニティ意識の高揚や安らぎのある環境の創造に寄与していくものです。地域住民が健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるよう、公園緑地の整備を通して、ゆとりとうるおいのある緑豊かな生活環境を形成していくことが大切です。

### ●都市公園等の効果

**【存在効果】** 公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境等都市構造上にもたらされる効果

- ①都市形態規制効果…無秩序な市街地の連坦の防止、都市の発展形態の規制あるいは誘導
- ②環境衛生的効果…ヒートアイランドの緩和、都市気温の調整、騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止効果等
- ③防災効果…大規模地震火災時の避難地、延焼防止、爆発時の緩衝、洪水調整、災害危険地等の保護等
- ④心理的効果…緑による心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、郷土に対する愛着意識の涵養
- ⑤経済的効果…緑の存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果、地域の文化・歴史資産と一体となった緑地による觀光資源等への付加価値

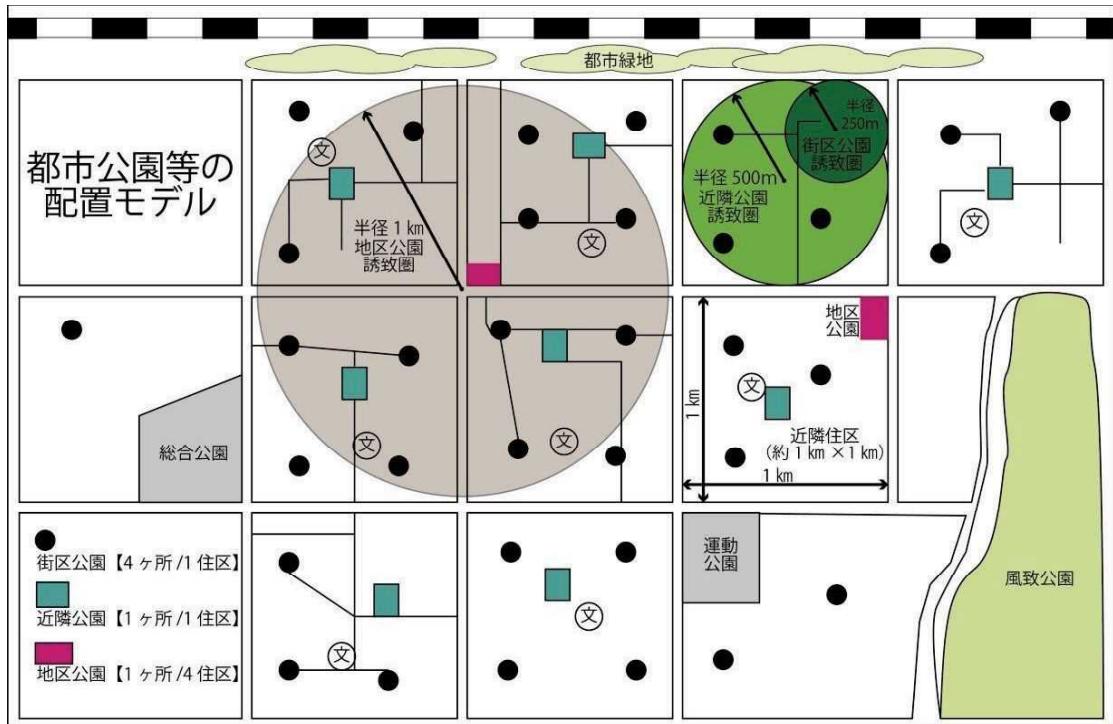
**【利用効果】** 公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ①心身の健康の維持増進効果  | ④教養、文化活動等様々な余暇活動の場  |
| ②子どもの健全な育成効果   | ⑤地域のコミュニティ活動、社会活動の場 |
| ③競技スポーツ、健康運動の場 |                     |

### ●都市公園等の種類

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250mの範囲内で1箇所当たり面積 0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積15～75haを標準として設置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則り配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha以上とする。（都市計画決定を行なわずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10m～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
特定地区公園（カントリーパーク）		都市計画区域外の農山漁村地域における生活環境を改善するため、都市公園における地区公園相当規模の公園。

### ●都市公園等の配置モデル（図）



### ●都市公園等の状況

令和2年3月31日現在

公園種別 都市名	都市公園等 合計		都市内人口 (千人)	1人当たり 面積 (m <sup>2</sup> )
	箇所	面積		
大分市	774	694.83	468	14.85
別府市	143	88.50	117	7.56
中津市	27	60.75	70	8.68
日田市	34	48.61	50	9.72
佐伯市	37	105.94	38	27.88
臼杵市	5	25.28	27	9.36
津久見市	27	14.48	15	9.65
竹田市	6	23.13	8	28.91
豊後高田市	10	12.39	15	8.26
杵築市	23	23.84	20	11.92
宇佐市	10	15.50	44	3.52
豊後大野市	5	15.87	14	11.34
国東市	5	5.78	4	14.45
日出町	15	53.78	27	19.92
由布市	23	10.28	24	4.28
玖珠町	3	14.25	10	14.25
小計	1,147	1,213.21	951	12.76

公園種別 都市名	都市公園等合計 (都市内)		都市内人口 (千人)	1人当たり 面積 (m <sup>2</sup> )
	箇所	面積		
<b>特定地区公園（カントリーパーク）</b>				
日田市 (天瀬町)	1	6.70	5	13.40
佐伯市 (弥生町)	1	4.91	8	6.14
竹田市 (直入町)	1	6.20	3	20.67
宇佐市 (院内町)	1	13.00	5	26.00
豊後大野市 (緒方町)	1	18.10	5	36.20
国東市 (国見町)	1	7.60	4	19.00
由布市 (庄内町)	1	9.88	8	12.35
小計	7	66.39	38	17.47
大分県 計	1,154	1,279.60	989	12.90

※特定地区公園における都市内人口は、旧市町村人口

大分県の令和元年度末現在の1人当たり都市公園等面積は12.9m<sup>2</sup>であり、都市公園の敷地面積の標準10.0m<sup>2</sup>を上回っています。しかし、豊かさの実感できる都市環境の実現、都市防災や地球環境問題等の視線からも緑とオープンスペースの確保はさらに必要です。

## 住区基幹公園



つくみん公園（近隣公園）：津久見市

## 都市基幹公園



臼杵石仏公園（総合公園）：臼杵市

## 大規模公園



スポーツ公園（広域公園）：大分市

## 特殊公園



弥生のムラ安国寺集落遺跡公園：国東市

## 緩衝緑地



舞子浜公園：大分市

## 都市緑地



境川緑地：別府市

## 緑道



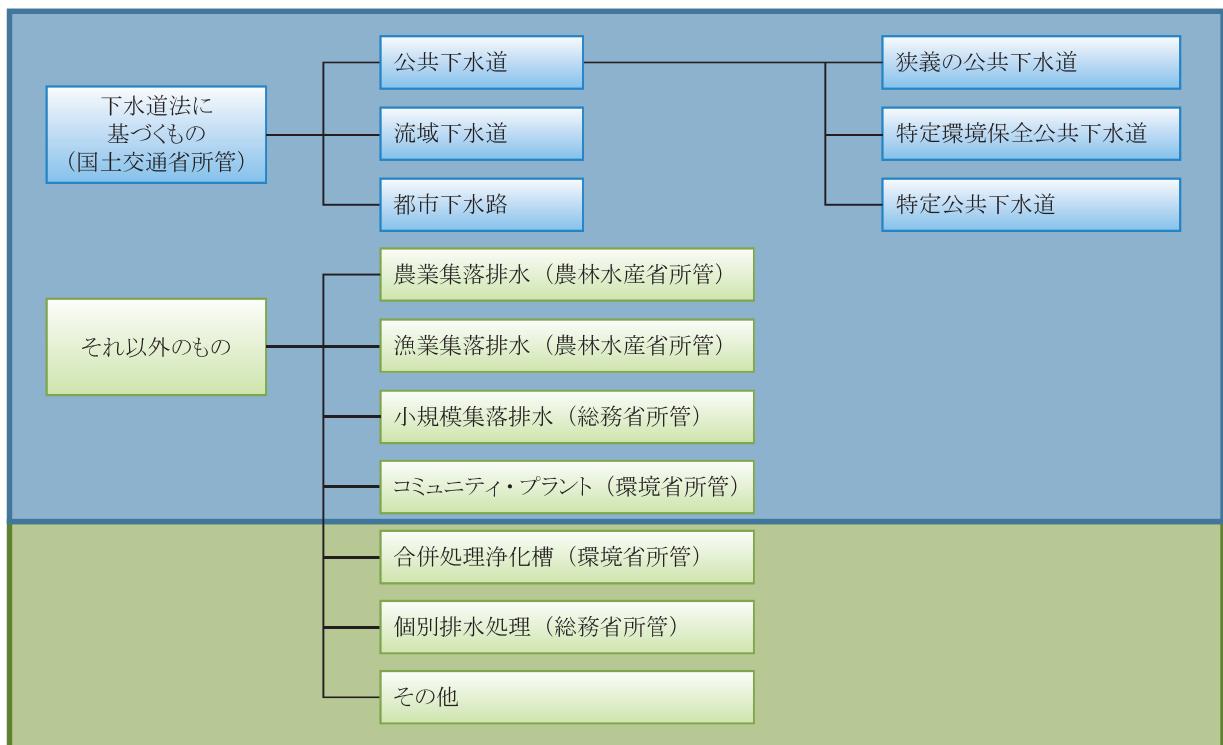
池田緑道：佐伯市

## ■ 下水道

下水道は、衛生的で快適な生活環境を確保し、河川や海域等の公共用水域の水質保全を図り、都市の浸水を防除するためには欠かすことのできない施設です。

### ●生活排水処理施設の種類

生活排水処理施設の種類には、下水道法に基づく下水道とそれ以外の類似施設があります。



### ●公共下水道

主として市街地における家庭、事務所、工場からの汚水を処理し、雨水の排除をするものです。県下の公共下水道事業は、別府市が昭和35年、大分市が昭和41年に着手しました。その後昭和40年代後半から市部中心に順次着手し、令和元年度現在、11市1町において供用を開始しています。

### ●特定環境保全公共下水道

市街化区域以外の区域において、水質保全上特に必要な地区等で実施する小規模（人口 10,000 人以下）の公共下水道で、本県では、令和元年度現在、9市1村において供用を開始しています。

### ●特定公共下水道

主に工場や特定の事業場からの排水を処理する公共下水道で、本県では実施していません。

### ●流域下水道

流域下水道は、2以上の市町村の区域の下水道を排除するもので、本県では実施していません。

### ●都市下水道

公共下水道の整備に先立って、浸水の防除のために都市の雨水を排除するものです。令和元年度現在、6市2町にて供用を開始しています。

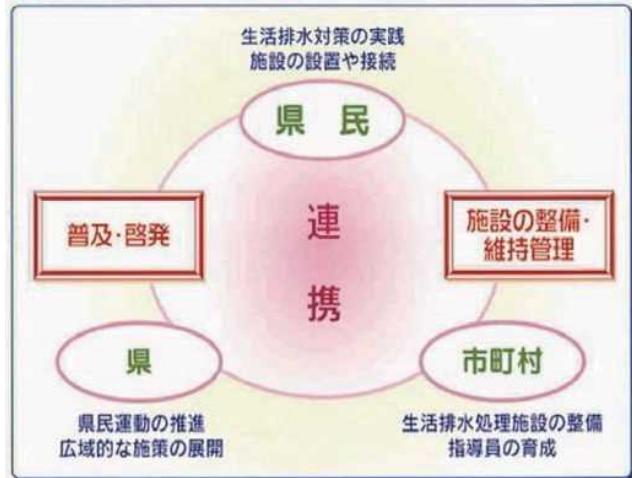
### ■下水道の整備計画

県内の下水道は様々な計画に基づいて事業を進めています。

#### ●大分県生活排水対策基本方針（平成17年3月策定）

県民、市町村及び県が適切な役割分担のもとに連携し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的事項を定めました。

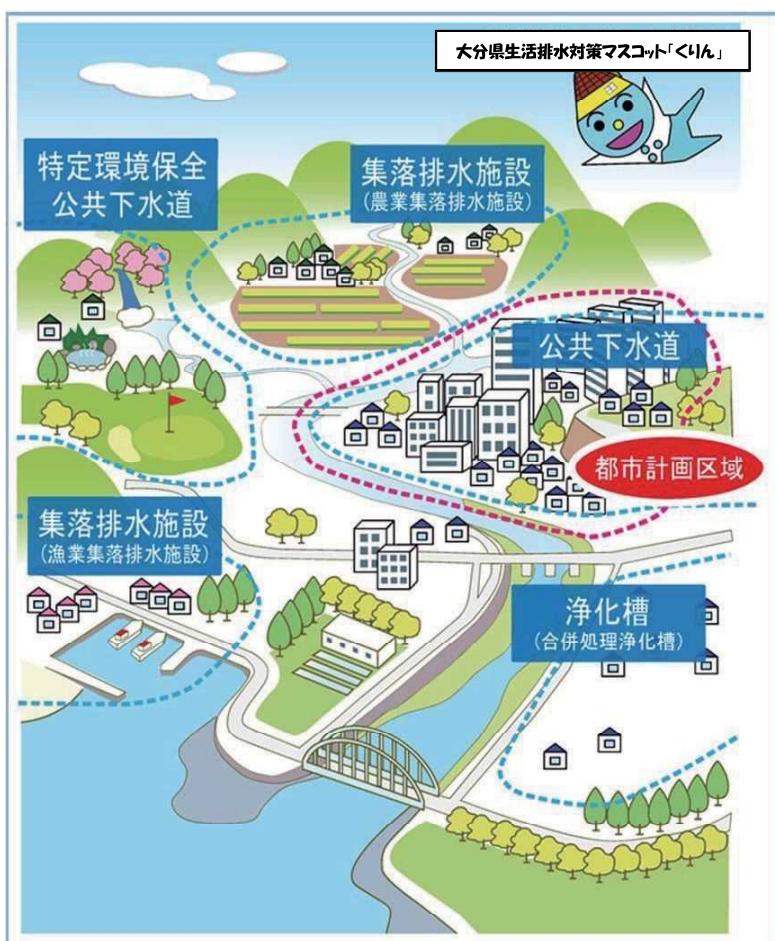
特に生活排水対策を県民運動として推進するため、「おおいたうつくし作戦」の主要な施策の一つと位置づけ、9月10日（下水道の日）から10月1日（浄化槽の日）を含む10月10日までを「生活排水きれい推進月間」と定め、生活排水への関心を高める各種啓発活動を集中的に実施することとしています。



#### ●大分県生活排水処理施設整備構想2015（平成28年3月策定）

市町村の意向を十分に反映させ、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を検討することを基本方針として「大分県生活排水処理施設設備構想 2015」を策定しました。

本県の生活排水処理率を令和7年度末までに90%まで引き上げることを目標としています



#### ●流域別下水道整備総合計画

公共用水域の水質環境基準を達成するために流域単位の広域的な観点から効率的に下水道整備を図る総合計画で、県が策定します。

流域別計画において、下水道整備に関する基本方針、下水道の整備区域、主要な排水施設等を定めています。

大分県には、別府湾（大野川、大分川等）、豊後水域（番匠川等）、筑後川（筑後川等）、周防灘（山国川等）の4つに流域計画があります。

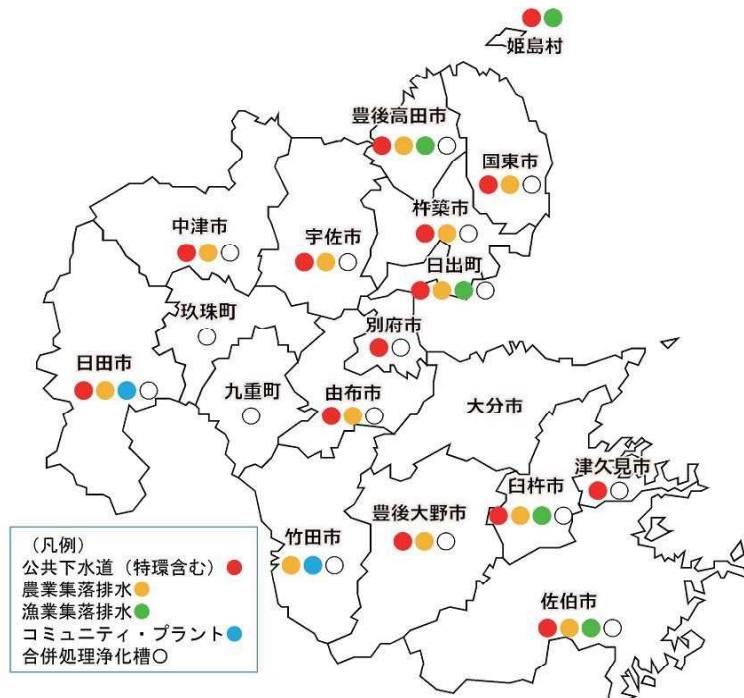
## ■下水道の整備状況

大分県の下水道処理人口普及率は令和元年度末時点での51.5%（全国41位）です。これは、地形的に集合処理が不利なこと等によりますが、良好な生活環境の保全には生活排水処理の取組が重要なことから、引き続き下水道の整備が必要です。

### ●下水道処理人口普及率

市町村名 R2.3.31現在	住民基本台帳 人口 R2.3.31現在	R元年度末 汚水処理 人口 R2.3.31現在	R元年度末 汚水処理 人口普及率 (%)	下水道		農業集落排水施設等		合併処理浄化槽等		コミプラ	
				R元年度末 下水道 処理人口 (人)	R元年度末 下水道 処理人口 (%)	R元年度末 農耕等 整備人口 (人)	R元年度末 農耕等 処理人口 (人)	R元年度末 合併処理 浄化槽 処理人口 (人)	R元年度末 浄化槽 処理人口 (人)	R元年度末 コミプラ 処理人口 (人)	R元年度末 コミプラ 処理人口 (%)
				(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
大分市	477,393	395,060	82.8%	304,243	63.7%	1,776	0.4%	89,041	18.7%	0	0.0%
別府市	115,848	92,599	79.9%	77,530	66.9%	0	0.0%	15,069	13.0%	0	0.0%
中津市	83,852	64,308	76.7%	35,658	42.5%	4,283	5.1%	24,367	29.1%	0	0.0%
日田市	64,356	55,995	87.0%	46,395	72.1%	1,525	2.4%	8,075	12.5%	0	0.0%
佐伯市	70,347	54,058	76.8%	24,457	34.8%	9,285	13.2%	20,316	28.9%	0	0.0%
臼杵市	38,077	26,155	68.7%	18,493	48.6%	1,472	3.9%	6,190	16.3%	0	0.0%
津久見市	16,994	11,636	68.5%	9,299	54.7%	0	0.0%	2,337	13.8%	0	0.0%
竹田市	21,167	11,254	53.2%	0	0.0%	1,770	8.4%	8,876	41.9%	608	2.9%
豊後高田市	22,556	17,241	76.4%	11,527	51.1%	824	3.7%	4,890	21.7%	0	0.0%
杵築市	28,687	17,640	61.5%	10,018	34.9%	1,834	6.4%	5,788	20.2%	0	0.0%
宇佐市	55,262	37,673	68.2%	17,422	31.5%	3,509	6.3%	16,742	30.3%	0	0.0%
豊後大野市	35,091	21,882	62.4%	1,145	3.3%	2,962	8.4%	17,775	50.7%	0	0.0%
由布市	34,216	26,691	78.0%	828	2.4%	1,384	4.0%	24,479	71.5%	0	0.0%
国東市	27,515	20,401	74.1%	15,316	55.7%	336	1.2%	4,749	17.3%	0	0.0%
姫島村	1,970	1,970	100.0%	1,656	84.1%	314	15.9%	0	0.0%	0	0.0%
日出町	28,386	22,292	78.5%	16,146	56.9%	1,712	6.0%	4,434	15.6%	0	0.0%
九重町	9,262	5,538	59.8%	0	0.0%	0	0.0%	5,538	59.8%	0	0.0%
玖珠町	15,068	8,075	53.6%	0	0.0%	0	0.0%	8,075	53.6%	0	0.0%
県計	1,146,047	890,468	77.7%	590,133	51.5%	32,986	2.9%	266,741	23.3%	608	0.1%

### ●下水道事業実施状況



### ●資源循環

下水道は、処理水、汚泥、熱、消化ガス資源の再利用・再資源化を図り、循環型社会形成の推進が求められています。日田市の日田終末処理場では、汚泥処理中に発生する消化ガス（メタンが主成分）を燃料として有効利用し、消化ガス発電を行い、場内で利用しています。

●下水処理水 都市の貴重な水資源として、放流水の再利用が求められています。県内でも集計用水やトイレ用水として使用されています。

大分市の弁天水資源再生センターでは、アメニティ下水道モデル事業にて処理水を城址公園の堀に再利用しています（「第1回いきいき下水道賞」（建設大臣賞）受賞）。また、大分七夕まつりオープニングイベントの「府内打ち水大作戦」や市役所第二庁舎・保健所のトイレにも使用しています。

●汚泥

下水道汚泥（全産業廃棄物の約12.5%を占める）は、セメント材料や肥料として再利用されています。

（県内のリサイクル率98.7% 令和元年度末現在）



## ■ その他の主な都市施設

●市場（別府市）



●ごみ焼却場（佐伯市）



●火葬場（中津市）



●病院（大分市）



●河川（大分市）



●学校（別府市）

